

平成30年度

事業所説明会に対する質問への回答

平成30年5月24日に行われました「平成30年度福祉用具貸与・販売及び住宅改修事業所説明会」の内容に対して、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

福祉用具販売について（資料「福祉用具購入費支給申請に関するお願い」参照）

Q1 福祉用具購入費支給申請時の福祉用具サービス計画書等添付について。

福祉用具サービス計画書の写しの添付についてですが、ふくせんの計画書の「選定提案」の項目は、福祉用具貸与の項目になると思うのですが、特定福祉用具販売のみの利用者の場合は、ふくせんの「基本情報」と「利用計画」の項目が網羅されたものの提出でよろしいでしょうか。

A1 今回の改正において、複数商品の提示は貸与だけが対象となっていますので、購入の場合には、選定提案を作成することは求められていません。しかし、ふくせんの「選定提案」には、「福祉用具が必要な理由」の欄があり、購入においても「福祉用具が必要な理由」を確認するうえで参考になるので、説明会では添付していただくようご説明しました。

添付していただくのは、利用計画書と当該福祉用具の必要性の根拠となる福祉用具専門相談員が把握した「利用者の心身の状況や疾病の状況等」を記載した記録です。

利用者の状況の部分は、ふくせんの「選定提案」や「基本情報」でなくてもかまいません。各事業所で使用している利用計画に「当該用具の必要性を導き出すための情報である利用者の心身の状況や疾病の状況等」が記載してあれば、利用計画書だけでもけっこうですし、各事業所で使用しているアセスメントシートでもかまいません。また、福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」に明記することでも可能です。

Q2 福祉用具購入費支給申請時の福祉用具サービス計画書等添付について。

福祉用具サービス計画書の写しの添付についてですが、ふくせんの計画書の「基本情報」「選定提案」「利用計画」の3つの提出が必要とありましたが、申請書の「福祉用具が必要な理由」に心身の状況、ADL、疾病などの記載をしたうえで、「利用計画」のみの提出でよろしいでしょうか。

A2 A1 のとおり。

Q3 福祉用具購入費支給申請時の福祉用具サービス計画書等添付について。
福祉用具サービス計画書の写しの添付についてですが、ふくせんの「基本情報」「選定提案」「利用計画」の3つを添付するとの解釈でよろしいでしょうか。また、添付した場合には、申請書の「福祉用具が必要な理由」の欄は空欄でよろしいでしょうか。

A3 A1 のとおり。

必要な書類を提出していただいた場合、申請書の「福祉用具が必要な理由」の欄は「別紙計画書のとおり」等の文言を入れてください。

Q4 福祉用具購入支給申請について、申請書と福祉用具サービス計画書ともに、特定福祉用具が必要な理由・目標・選定理由を記載する必要があるか。

A4 A3 のとおり。

Q5 特定福祉用具購入支給申請の際、申請書を収受してもらえず、再提出が求められる場合にはどのようなものがあるか。

- A5 ①申請者の印がない。
②領収証と申請内容が違う。
③提出書類の不足。
④同一種目の購入について理由が記載されていない。
⑤選定する理由が明確に記載されていない …等です。

申請される際は、資料「福祉用具購入費支給申請に関するお願い」の「2 申請時の注意」を参考にしてください。

Q6 特定福祉用具購入のみでケアマネジャーがいない（ケアプランがない）利用者に特定福祉用具を販売する場合でも福祉用具サービス計画書の写しは必要ですか。

A6 必要です。以下の基準を必ず確認してください。

【参考】「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 1 6 条準用 基準第 2 1 6 条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）、第 2 1 4 条（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）、第 2 1 4 条の 2（特定福祉用具販売計画の作成）

Q7 数年前に購入された特定福祉用具販売品を利用計画に記載する必要はありますか。

A7 ありません。販売の提供に当たっての、計画作成なので、過去に購入し、目標を達成しているものに関しては、記載の必要はありません。

Q8 特定福祉用具購入も複数選定が必要ですか。

A8 今回の改正において「複数選定」しなければならないのは、福祉用具貸与についてで、特定福祉用具販売については、求められてはいませんが、利用者が適切に福祉用具を選択できるような説明や提案を行うことが望ましいと思われま

福祉用具の貸与について（資料「新宿区における福祉用具貸与及び販売の判断基準」参照）

Q1 新宿区における福祉用具貸与及び販売の判断基準について（資料 P5）

ナーセントパット A をレンタルしようとする場合、サービス担当者会議の開催、ケアプランへの記載は必要でしょうか。

A1 ナーセントパット A に限らず、新たに福祉用具貸与を位置づける場合は、サービス担当者会議において必要性について話し合い、ケアプランに位置づけます。
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、サービス担当者会議を開催し、ケアプランに福祉用具が必要な理由について記載しなければならないことになっています。また、その後も必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取し検証しなければならないことになっています。

【参考】「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）第 22 号・第 23 号（平成 27 年 3 月 27 日老介発 0 3 2 7 第 1 老高発 0 3 2 7 第 1 老振発 0327 第 1 老老発 0 3 2 7 第 2）

Q2 手すり「たよレール dan」のオプションの踏み台を貸与不可としていますが、「あがりかまち たっちあっぷ」「たっちあっぷ 5 4 0」のオプションの踏み台も貸与不可でしょうか。

A2 お見込みのとおり。

Q3 資料の「可否一覧」の例で、ナーセントパット A の新宿区判断には、△（条件付きで貸与可。（注 4）参照）とあるが、今後同様の商品が出てきた場合の可否判定基準は同じと考えていいか。

A3 可否判断は、国の告示及び解釈通知に基づいて行います。判断が難しい場合は区へお問い合わせください。

Q4 資料の注 1 から注 5 までの条件がわかっている場合、その都度事前問い合わせや書類もしくは記録の提出等は必要か。

A4 商品名と注1から5の注意書きが完全に一致している場合は、可否一覧のとおり判断になりますので、事前にご相談いただくなくて結構です。その場合は、注1～5の条件を満たす状況について、福祉用具サービス計画に記載してください。
なお、他の場合は、A1の通りです。

Q5 車いす付属品の酸素ボンベ架台について、条件付きで貸与が可能になったことを知らなかった。①貸与可能になったことを事業者が知り得る機会は問い合わせない限りないのか。②今回の判断基準が変更になることはあるのか(定期的な見直しや、資料の可否一覧で言う「△」が、いつのまにか「×」になる等) ③今後定期的に判断事例等を区でなにがしかに掲載する予定はあるか。

A5 ①福祉用具の選定においては、利用者の個々の状態により、その都度可否判定をしなければならない性質のものであり、一律に貸与可能とすることは難しいのでお問い合わせいただいているところです。ボンベ架台についても、個別判断で対応してきたところですが、この度条件を明確化したものです。
②新宿区の判断基準はあくまで、国の告示及び解釈通知(以下「国基準」という。)に沿って行っているため、国基準が変更になる場合には、区基準も変更になることは想定されます。
③定期的に掲載する予定はありませんが、大幅な変更等あった際は、通知や説明会等でお知らせすることになります。

制度改正について (資料「平成30年度 制度改正説明(法改正等)」参照)

Q1 制度改正について、貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、その後の具体的な処理、対応の仕方を教えてください。

A1 貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費が算定できないため、全額が自費となり、貸与価格の10割を利用者に請求することになります。なお、自費部分については、別途契約が必要となります。

介護保険住宅改修、住宅設備改修について

Q1 新宿区住宅設備改修給付事業について(資料P41)

便器の取替えを行う際に、介護保険住宅改修とどちらが優先されるのか。

A1 どちらの制度を利用するかは優先順位はありません。

ただし、以下の場合はご注意ください。

- (1)介護保険住宅改修は洋式便器の移設等も可能ですが、新宿区住宅設備改修給付事業では不可です。
- (2)介護保険住宅改修の他種目を利用する予定がある場合は、それぞれの支給限度額の利用の仕方にご注意ください。

Q2 複数の住宅改修業者から見積書を取るについて（資料P31）

①担当ケアマネジャーのいない被保険者が、介護保険住宅改修を行う場合、高齢者総合相談センターも複数の住宅改修業者から見積書を取るよう説明するのか。

②被保険者が事前に住宅改修業者を決めていた場合でも、高齢者総合相談センターから複数の住宅改修業者から見積書を取るよう説明する必要はあるのか。

A2 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成30年3月6日）によると、介護保険住宅改修の課題として、「工事価格の設定が住宅改修業者の裁量によるほか、技術・施工水準のバラツキが大きい」とあります。そのため、複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明することで、介護保険住宅改修の適正化を目的としています。

したがって、ケアマネジャーがいない場合や被保険者が既に業者を決めていた場合でも、適正化の観点から、高齢者総合相談センターも被保険者に複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう説明して下さい。

Q3 介護保険住宅改修はケアプランへの記載は必須なのか。

A3 介護保険住宅改修は、被保険者の生活をどう支援していくかという総合的なケアプランのなかで行われるべきであり、全体のサービスや日常生活の動線等を把握した改修が求められることから、住宅改修を実施する際は、当該期間のケアプランに改修内容を記載して下さい。

Q4 マンション等の集合住宅で、日中ご本人のお住まいとは別の、ご家族居住の部屋で過ごされる時間が長い場合、保険証記載の号室と違うが改修工事は可能か。

A4 不可です。説明会で説明した通り、介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となります。

Q5 介護保険住宅改修の相見積もり（複数の住宅改修業者の見積もり）について。

①相見積もりを行っているかどうかの確認はどうやって行うのか。

②現場に2社呼ぶようになるのか、別日の場合は本人や家族に時間を作ってもらう手間をかける必要性はあるのか。

A5 ①について、複数の住宅改修業者から見積もりを取るよう説明するのはケアマネジャーであり、実際に複数の見積もりを取るのは被保険者です。複数の住宅改修業者からの見積もりを取ることは被保険者が適切な改修を選択できるようにするという主旨ですので、住宅改修業者は、被保険者が複数の見積もりを取っているか否かを確認する必要はありません。

②について、見積もりの取り方や現場調査の方法等は、各業者と被保険者が話し合い、決定するものです。

Q6 ケアマネジャーからの説明が現場調査時になかった場合は、住宅改修業者から相見積りの提案、確認をしなくてはならないのか。

A6 複数の見積もりを取ることにについて、「住宅改修業者が説明すること」との改正は、今のところ出ていません。

新宿区福祉部介護保険課給付係
電話 5273-4176 FAX 3209-6010